

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月8日
【会社名】	株式会社カナデン
【英訳名】	KANADEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐田 憲彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋四丁目22番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社カナデン関西支社 (大阪市中央区松屋町7番7号) 株式会社カナデン九州支店 (北九州市小倉北区菜園場一丁目3番26号) 株式会社カナデン中部支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目19番1号) 株式会社カナデン東北支店 (仙台市青葉区片平一丁目2番35号) 株式会社カナデン神奈川支店 (横浜市中区太田町四丁目47番地(コーワ太田町ビル)) 株式会社カナデン北関東支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16号 (シーノ大宮 ノースウィング))

(注) 印は金融商品取引法の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 佐田 憲彦は、当社の第163期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。